２　法第二十三条第二項の規定により、厚生労働大臣に対し第四項第三号に掲げる情報を提供する場合においては、市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、当該情報を都道府県の設置する保健所の長（特別区又は保健所を設置する市にあっては、特別区又は当該市の設置する保健所の長）に提供し、当該保健所の長は、当該情報を審査し、都道府県知事に提供するものとする。

３　前項の規定に基づき情報の提供を受けた都道府県知事は、当該情報を審査し、厚生労働大臣に提供するものとする。

４　法第二十三条第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。

一　定期の予防接種等の実施状況に関する情報

二　定期の予防接種等を受けようとする者の性別、生年月その他の当該者に関する情報

三　死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報

５　第一項の規定は、法第二十三条第三項の規定による厚生労働大臣からの求めに応じ、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者が、同条第一項の規定による調査及び研究に必要な情報を提供する場合について準用する。

（法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める者）

第十三条　法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、予防接種等関連情報（同項に規定する予防接種等関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定の定期の予防接種等の対象者、当該対象者の保護者、当該対象者に予防接種を行った医師その他の予防接種等関連情報によって識別される特定の個人とする。

（法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第十三条の二　法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　予防接種等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　予防接種等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　予防接種等関連情報と当該予防接種等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該予防接種等関連情報と当該予防接種等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（新設）